

第3次瑞浪市環境基本計画（案）概要

1 計画の目的

平成5年(1993年)11月の環境基本法の制定を受け、平成11年(1999年)12月に瑞浪市環境基本条例を制定しました。本条例に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、瑞浪市環境基本計画を定めることとしています。

現行計画である第2次瑞浪市環境基本計画の計画期間が、令和5年度(2023年度)において終了することから、「第3次瑞浪市環境基本計画」を策定します。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編)」については、「第3次瑞浪市環境基本計画」に包含することで、地球温暖化対策の取り組みを一層推進することとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、環境基本法第7条に基づき制定した瑞浪市環境基本条例第7条に基づく計画とします。

また、地球温暖化対策実行計画/区域施策編は、本市域から発生する温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画とします。地球温暖化対策実行計画/事務事業編は、事業所としての瑞浪市役所の事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制のために策定する計画とします。

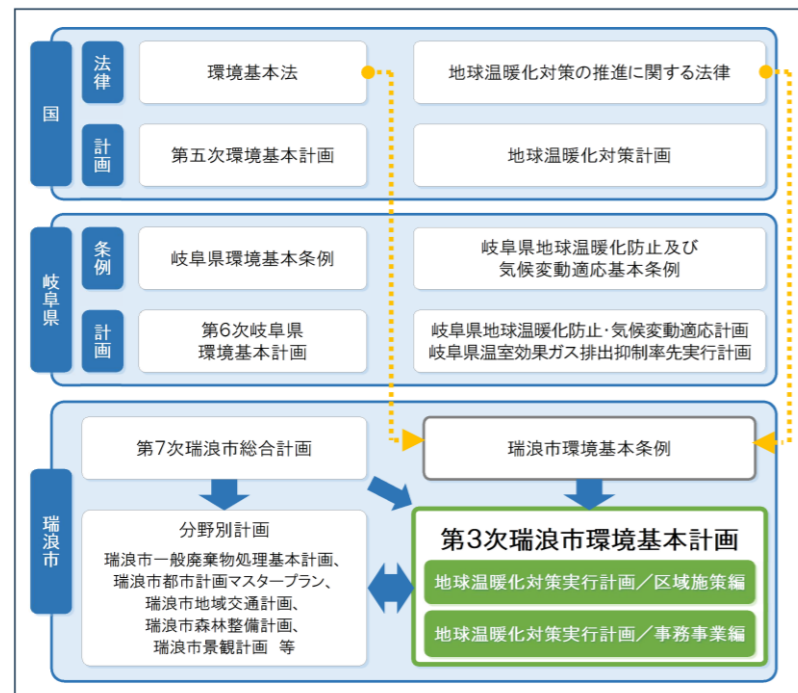


図 1 計画の位置づけ

3 計画の対象・期間

本計画の対象区域は瑞浪市全域とし、瑞浪市に在住する市民及び事業者を実施主体として計画します。

令和15年度(2033年度)を目標年次として、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間を計画期間とします。

なお、計画期間のおよそ中間年にあたる令和10年度(2028年度)に、市の最上位計画である瑞浪市第7次総合計画の後期基本計画の策定及び本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ計画の見直しを行います。

4 温室効果ガス排出量の現状

瑞浪市における温室効果ガス排出量は、平成30年度(2018年度)まで減少傾向にありましたが、令和元年度(2019年度)には増加に転じています。

令和2年度(2020年度)における排出量は282.6千t-CO₂であり、平成25年度(2013年度)と比較して1.8%削減しました。

また、温室効果ガスのうち二酸化炭素が全体の98.5%を占めています。

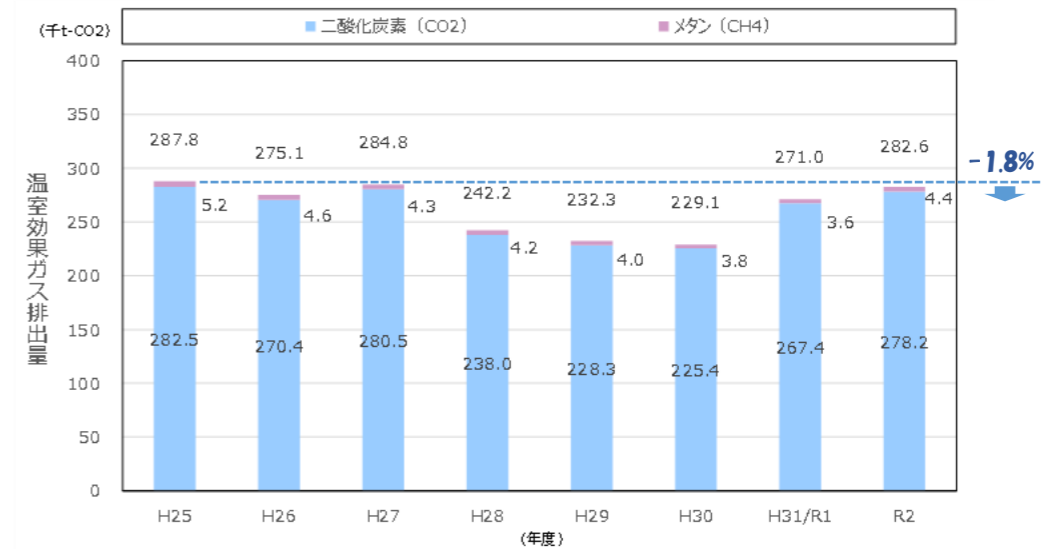


図 2 温室効果ガス排出量の推移

表 1 温室効果ガス・部門別の排出量(千 t-CO₂)

温室効果ガス	部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 2 年度 (2020 年度)			
			排出量	増減量 (H25 年度 比)	増減率 (H25 年度 比)	
二酸化炭素	エネルギー起源 CO ₂	産業部門	54.73	108.34	53.61	98.0%
		民生家庭部門	59.04	45.92	▲13.12	▲22.2%
		民生業務その他部門	75.31	49.28	▲26.04	▲34.6%
		運輸部門	87.11	68.71	▲18.40	▲21.1%
	計	276.19	272.24	▲3.95	▲1.4%	
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物部門	6.34	5.96	▲0.38	▲6.1%	
	計	282.54	278.20	▲4.34	▲1.5%	
メタン	燃料の燃焼分野	0.05	0.03	▲0.01	▲30.7%	
	農業分野	4.95	4.14	▲0.81	▲16.4%	
	廃棄物分野	0.23	0.21	▲0.02	▲8.1%	
	計	5.22	4.37	▲0.84	▲16.2%	
合計		287.76	282.57	▲5.19	▲1.8%	

※小数点以下の計算によって表の合計値が一致しない場合があります

5 部門別の二酸化炭素排出状況

部門別の二酸化炭素の排出傾向は、岐阜県とほぼ同様であり、国と比較すると、運輸部門がやや大きく、産業部門が小さい状況です。

また、二酸化炭素排出量は、令和2年度(2020年度)に278.2千t-CO₂で、平成25年度(2013年度)の282.5千t-CO₂から1.5%削減しました。

令和2年度(2020年度)における部門別の二酸化炭素排出量は、平成25年度(2013年度)と比べると産業部門以外の部門で減少しており、特に民生業務部門での削減率が大きく34.6%削減しています。

産業部門の排出量は新工場の設立に伴って増加しており、令和2年度(2020年度)では、平成25年度(2013年度)と比べて98%増加しています。

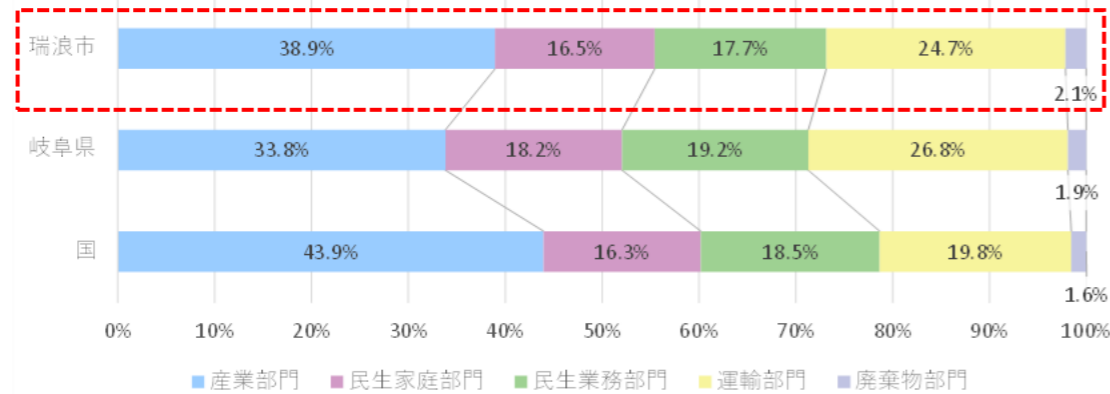


図 3 部門別の二酸化炭素排出量の割合(令和2年度(2020年度))

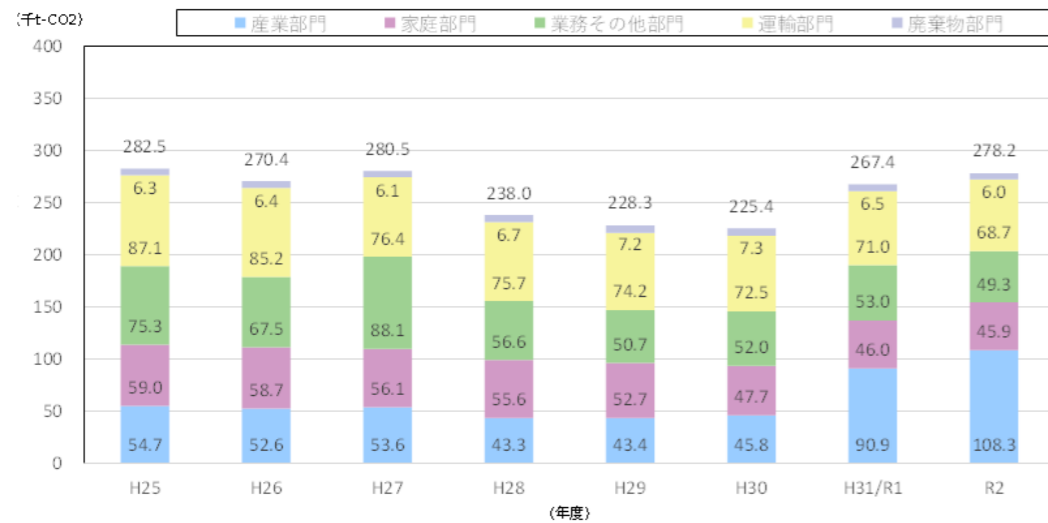


図 4 部門別の二酸化炭素排出量の推移

6 瑞浪市の環境の現状と課題

本市の環境の現状を把握するとともに課題を整理し、その解決に向けて取り組みを推進します。

自然環境

本市の市域の約7割は森林が占めており、屏風山を背景に田園が広がるのどかで美しい農村景観を有しています。また、ヒツバタゴやハナノキ等、天然記念物に指定される希少植物の自生地や、ネコギギ、オオサンショウウオ等絶滅危惧種に指定される希少生物の生息空間も有しています。

本市はこれまで、森林を健全に保つための間伐や希少生物の積極的な保全等に取り組んできましたが、農業就業人口の減少や高齢化による耕作放棄地の増加、鳥獣による農林業等被害が目立つなどしており、健全な森林・農地の保全と活用や豊かな自然環境との共生が必要です。また、引き続き生き物・植物の生息域の維持・創出の取り組みを行う必要があります。

生活環境

本市の可燃ごみ処理量は、減少傾向にあり、国・県より一人一日当たりごみ排出量が少なくなっています。また、本市は大気環境、ダイオキシン類の環境基準を達成しており、良好な大気環境を有しています。

本市はこれまで、使用済小型家電回収品目の拡充をはじめとした廃棄物の発生抑制、資源再利用、再生品利用、再資源化の推進等を行うことにより、循環型社会づくりを促進してきましたが、資源物の分別回収量と再資源化率は減少しており、リサイクル率も県の平均値を下回っています。そのため、廃棄物の減量と併せて資源循環を促進する必要があります。また、良好な大気環境を維持しつつ、身近な河川の水質汚濁の改善・負荷軽減を図る必要があります。

快適環境

市内には、多くの歴史的文化的資源があり、中山道に関わる歴史的なまちなみが保存されています。市民アンケートでは、大湫地区において「歴史的建造物や古い建物等の趣のあるまちなみ」を誇りに思う回答が8割あり、本市における歴史的文化的資源の重要性が伺えました。

本市はこれまで、瑞浪市らしい風土を形成している地域のすぐれた歴史・文化・自然資源を保全、活用する取り組みを進めてきましたが、市民アンケートの回答からは、身近な公園や緑地の利用しやすさを改善する必要性が示されました。郷土景観も含めた歴史的文化的資源の保全・活用と次代への継承に取り組むとともに、身近に親しめる公園の活用・維持に取り組む必要があります。

地球環境

本市は令和5年度(2023年度)にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすべく、取り組みを展開していきます。また、2050年の目標に向けて、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス(二酸化炭素及びメタン)排出量を平成25年度(2013年度)比で50%以上削減することを目指します。

本市は公共施設における二酸化炭素排出削減目標を達成していますが、この度新たに「瑞浪市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を本計画に位置づけ、市民及び事業者と協力し、脱炭素化に向けた取り組みを行う必要があります。

環境保全に取り組むための基盤

瑞浪北中学校は、新築で開校したスーパーエコスクールとしてはじめて文部科学省の「スーパーエコスクール実証事業」に認証されました。また、この他にも本市では、自治会やボランティア団体が行う道路・河川・公園の美化・保全活動を里親制度を通じて支援してきました。

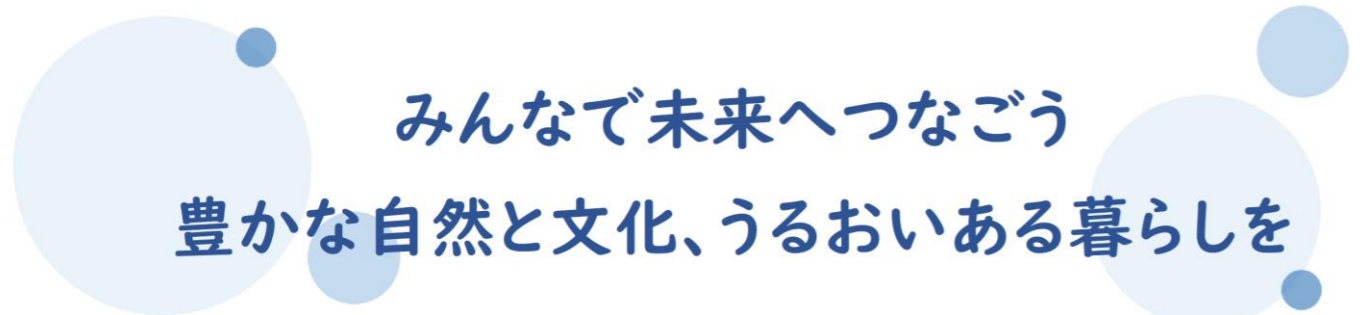
しかし、環境学習の機会創出が不十分であり、さらなる環境教育の充実・拡大が必要です。併せて、市民・事業者の環境保全活動参加機会の充実や、地域の環境活動を牽引・指導するリーダーの育成を図る必要があります。

7 環境像と基本理念・基本目標

本計画の基本的な考えに基づく本市の環境のあり方を簡潔に表したフレーズとして、望ましい環境像を設定しました。本市の特性や今後の環境保全・創造に対して求められる視点を基に、市民や事業者の意見、将来における脱炭素社会の実現を目指す視点も採り入れ、次のとおり定めました。

【環境像に込めた思い】

望ましい環境像のフレーズには、本市が目指す環境の方向性を5つの思いとして込めています。1つ目は、本市の特性である自然環境の魅力をさらに向上させることです。2つ目は、環境保全のみを追求するのではなく、同時に利便性も追求した、環境保全と利便性の両立です。3つ目は、本計画の計画期間よりも将来を見据えた視点をもって望ましい環境を創造するとともに、これまで培ってきた歴史や文化もまた将来へ受け継ぐことです。4つ目は、本市の資源を最大限に活用したエネルギーの地産地消とゼロカーボンシティを実現することです。5つ目は、一人ひとりができることから環境保全の取り組みに参加し、他の主体とも協力することを通じて、本市の環境を誇りと思えるようになることです。これらの思いを実現すべく、目標を定め、施策を推進していきます。



環境像の実現に向けて環境分野ごとに基本理念と基本目標を設定しました。

基本理念 1	自然との共生
基本目標 1	森林や里山、農地を適切に管理・活用することで豊かな自然と多様性を確保します
基本理念 2	健やかな暮らしの維持
基本目標 2	日常生活や事業活動における環境配慮と資源の有効利用を通じて身近な生活環境を維持します
基本理念 3	歴史と文化の継承と活用
基本目標 3	身近な緑の創出とマナーの順守、歴史・文化を継承し、誇れるまちづくりを進めます
基本理念 4	脱炭素化の定着と加速
基本目標 4	高効率化による省エネと再エネ導入・活用を通じて、地球温暖化対策と暮らしの利便性・事業の生産性向上の両立を図ります
基本理念 5	全員が主役になる
基本目標 5	誰もが環境教育・環境学習を受けられる機会の創出と各主体が協力した仕組みづくりを行い、参加と協働を促進します

8 環境保全と創出に向けた取り組み

各基本理念・基本目標に対して体系的に取り組みを整理します。



図 5 施策体系図

9 重点的に進める取り組み

「重点的に進める取り組み」は、環境施策の中から優先的に着手し推進することが望ましい取り組みについて抽出し、先導的に実践していくことで、計画全体のスピード感を高めることを目的に設定します。取り組みの抽出においては下記の視点に基づき、基本目標ごとに1つずつ設定しています。

表 2 重点的に進める取り組み抽出の視点

✓ 特に優先度や緊急度が高いと考えられる取り組み
農地・森林保全や水質保全等の瑞浪市の環境課題、脱炭素化や再生可能エネルギー等の社会的要請へ寄与する取り組み
✓ 発展的な取り組み
市民・事業者の関心を集め日常生活・事業活動への波及や、重点事業をきっかけとして進展が期待できる取り組み
✓ 各主体との協働による取り組み
市民・事業者を巻き込んだ、多くの主体の参加と連携により推進する取り組み
✓ 瑞浪市らしい取り組み
豊かな自然環境や瑞浪市の風土、歴史文化等、瑞浪市の魅力を引き出す取り組み

I 市民・事業者・観光客を巻き込んだ里山再生プロジェクト（基本目標1）

本市は飛騨木曾川国定公園や竜吟峡などを保有し、市域の約7割に森林が広がっています。また、この豊かな自然環境を背景に、ネコギギやオオサンショウウオなどの絶滅危惧種に指定される希少生物が生息しています。また、これらの山並みや田園が作り出す里山の景観について多くの市民が愛着をもっています。しかし一方で、林業や農業への従事者は減少しており、森林整備の停滞、耕作放棄地の増加が懸念されます。

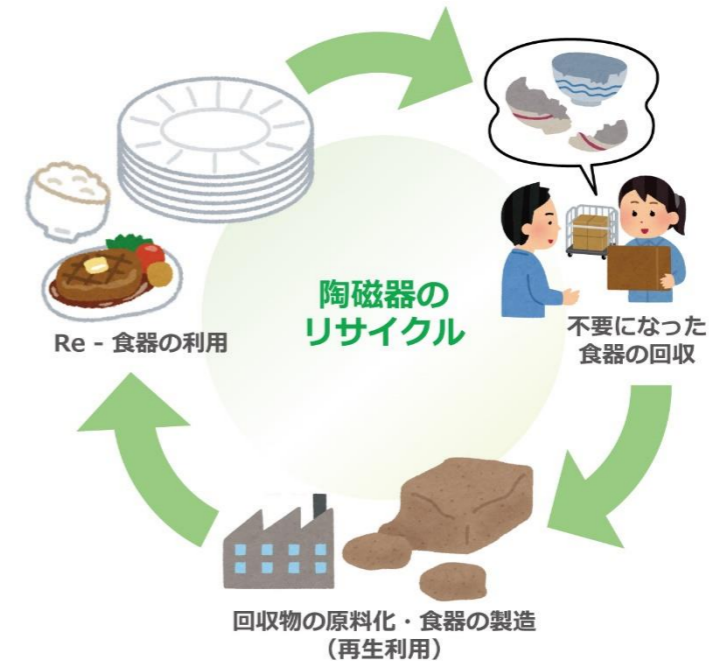
本プロジェクトは、健全な森林・農地の保全と積極的な活用を通じて、生態系の保全や本市の美しい景観の形成、二酸化炭素吸収源対策さらに防災・減災など多面的機能の最大化を目指します。



II 「グリーンライフ21プロジェクト」への参画（基本目標2）

美濃地方は良質な陶土を有し、飛鳥時代から美濃焼を生産してきた歴史を持ち、本市においても、美濃焼の産地として陶磁器産業が発展してきました。さらに、現在は「みずなみ焼」ブランドの確立を進めています。一方で、原料枯渇や廃棄物処理量削減への対応が求められています。

本プロジェクトは、地場産業である陶磁器産業における資源循環及び脱炭素の取り組みを市全体で推進し、陶磁器産業やその他の産業への波及を目指します。



III 中山道の魅力発信プロジェクト（基本目標3）

本市の北部丘陵を東西に中山道が通っています。街道沿いには大湫宿、細久手宿の宿場町のほか、一里塚、琵琶峠、十三峠、弁財天の池など多くの史跡や名所、歴史的な景観が残っています。

先人の努力によりこれまで美しい景観が保たれてきた宿場や史跡を、地域全体で守り続けていく取り組みが現在も行われています。しかし、大湫宿はかつての宿場でありながら、空き家が増加し現在は宿泊機能を失っていることや、飲食施設が少ないことが課題となっています。また、細久手宿は、空き家の増加や、宿場としてのまちなみが失われつつあります。

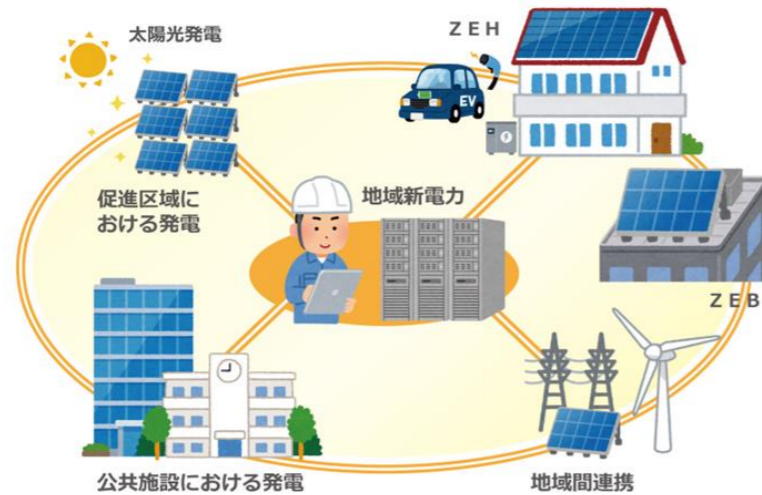
本プロジェクトでは、中山道の史跡の保全、景観の維持を地域・行政や事業者の協働により進めます。



IV 再生可能エネルギーの導入促進プロジェクト（基本目標4）

2050年における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す、「瑞浪市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素化に向けた取り組み強化を図っています。ゼロカーボンシティの実現のためには、各主体による省エネルギー対策を推進するとともに、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を両輪で進めることが必要不可欠です。現在、本市においては市内の消費電力の約3割に相当する再生可能エネルギーを導入しており、さらなる導入が求められます。

本プロジェクトは、再生可能エネルギー設備の導入を推進するとともに、市民・事業者が広く再生可能エネルギーによる電気・熱を使用できる環境を整備することで、エネルギーの地産地消を目指します。



V スーパーエコスクールの取り組みの水平展開プロジェクト（基本目標5）

瑞浪北中学校は、全国で初めての「スーパーエコスクール」として新築・開校しました。中学校には太陽光発電パネル、蓄電池、風力発電装置の設置により再生可能エネルギーを活用しています。また、省エネ性能が高い高効率機器の導入や外皮の断熱化はもちろん、森からの風を換気に利用したり、多くの自然光を教室に採り込むなど、本市の地形・風土を活かした設計となっています。さらに、五感で感じる環境教育システム「環境学習プラットフォーム」が反映され、生徒自身の主体的な省エネ行動を促す仕組みが取り入れられています。このような取り組みを行うことで、令和元年(2019年)9月から令和2年(2020年)8月にかけてZEBを達成しました。

本プロジェクトは、本市の風土を活かした先進的な環境保全の取り組みを共有し、市内の公共施設にも新築・建て替え等の際には、瑞浪北中学校の技術を取り入れていくことを目指します。



10 瑞浪市地球温暖化対策実行計画—区域施策編—

10-1 計画期間

令和6年度(2024年度)から開始し、計画期間を10年間として令和15年度(2033年度)までとします。削減目標の基準となる基準年度と、現段階における最終目標である長期目標、基準年度から長期目標年度間の期間で、目標達成に向けた到達目標地点として中期目標を設定します。

10-2 温室効果ガス排出量の削減目標とその考え方

中期目標、長期目標を設定することとし、目標年度はそれぞれ以下のとおりとします。

表 3 目標年度と設定する削減目標

目標年度	目標年度の考え方	設定する削減目標
基準年度 平成 25 年度 (2013 年度)	・国及び岐阜県の方針に準じる	—
中期目標 令和 12 年度 (2030 年度)	・国の目標年度と整合を図る	・温室効果ガス総量削減目標 ・部門別削減目標 (二酸化炭素)
長期目標 令和 32 年度 (2050 年度)	・国及び岐阜県の方針に準じる	・温室効果ガス総量削減目標

【中期目標】令和12年度(2030年度)

平成25年度(2013年度)比 マイナス50%以上 を目指します

【長期目標】令和32年(2050年)

温室効果ガス排出量実質ゼロ を目指します

【再生可能エネルギーの導入目標】令和12年度(2030年度)

市内の電力消費量の4割以上 を目指します

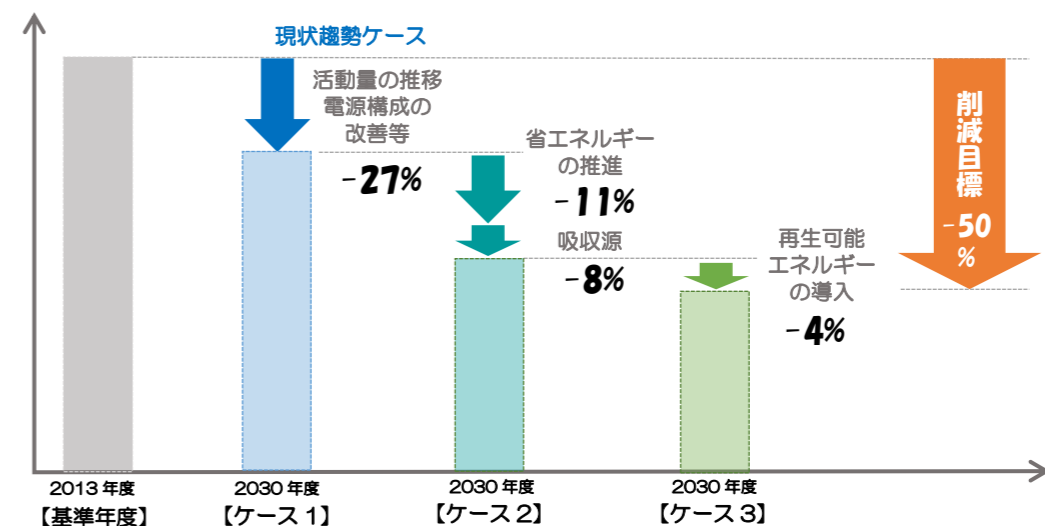


図 6 削減目標のイメージ

表 4 各部門における削減目標(千 t-CO₂)

【ケース1】現状趨勢(BAU)

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
現状趨勢ケース※ ¹	288	78	27%

【ケース2】ケース1+省エネ等の取り組みによる削減効果・吸収量

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
産業部門	54.7	-14.8	-27%
民生家庭部門	59.0	31.5	53%
民生業務部門	75.3	47.4	63%
運輸部門	87.1	43.8	50%
廃棄物部門	6.3	1.0	16%
二酸化炭素合計	282.5	108.9	39%
メタン	5.2	0.7	14%
吸収量		23.8	8%
合計	288	133	46%

【ケース3】ケース2+再生可能エネルギー導入

部門	平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	令和 12 年度 (2030 年度)	
		削減量	平成 25 年度比 削減割合
再生可能エネルギー導入		12	4
産業部門	54.7	-14.0	-26%
民生家庭部門	59.0	39.5	67%
民生業務部門	75.3	50.3	67%
運輸部門	87.1	43.8	50%
廃棄物部門	6.3	1.0	16%
二酸化炭素合計	282.5	120.6	43%
メタン	5.2	0.7	14%
吸収量		23.8	8%
合計	288	145	50%

※ 小数点以下の計算によって表の合計値が一致しない場合がある
 ※1 電力会社による電源構成の改善と活動量の変動を含む

11 第4次瑞浪市地球温暖化対策実行計画—事務事業編—

11-1 計画の対象範囲

本計画の対象区域は市庁舎をはじめ、公共施設等における事務及び事業の全般とします。
 ただし、指定管理者制度により事務事業を実施する施設は、温室効果ガス排出量の算定対象外とし、排出量抑制の取り組みについて協力を要請します。
 また、個人使用である市営住宅は、対象外とします。

11-2 計画の期間

令和6年度(2024年度)から開始し、計画期間を10年間として令和15年度(2033年度)までとします。
 計画の実施に当たっては、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と整合性を持たせるために、平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量を基準として削減に取り組みます。そして、毎年度において総排出量を把握するとともにおよそ中間年にあたる令和10年度(2028年度)に見直しを行い、計画期間において削減目標の達成を図ります。

11-3 温室効果ガス排出の現況

令和4年度(2022年度)の二酸化炭素排出量は10,044t-CO₂となっており、平成25年度(2013年度)比22.1%削減で、第3次瑞浪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標を達成しています。
 削減が進んだ要因は、地球温暖化対策による燃料等のエネルギー使用量と一般廃棄物焼却量の低減、さらに、電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数の改善が寄与していると考えられます。

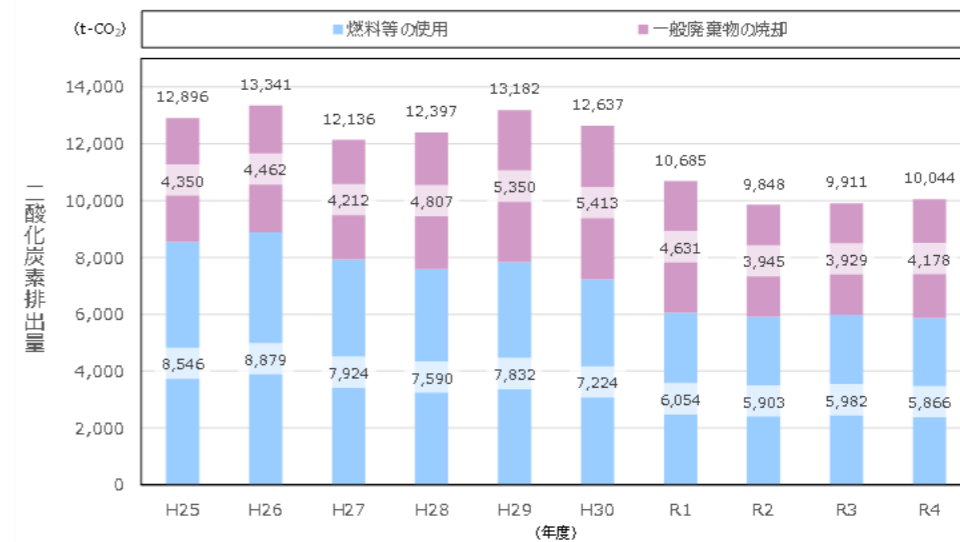


図 7 温室効果ガス排出量の推移

11-4 削減目標

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と整合を図り、事務事業編における排出削減量を令和12年度(2030年度)に50%以上、令和15年度(2033年度)に60%と設定します。
内訳としては、エネルギー使用量の抑制や施設の建築・管理等に関する取り組み等の地球温暖化対策による削減効果と、再生可能エネルギーの導入・活用による削減効果の合計値とします。

表 5 二酸化炭素排出量の削減目標

	排出量実績 [t-CO ₂]		目標値 令和15年度(2033年度)	
	平成25年度(2013年度)	令和4年度(2022年度)	削減量 [t-CO ₂]	削減率 [%]
公共施設における省エネ等による削減	12,896	10,044	3,903	30.3
再生可能エネルギーの導入・活用による削減			3,834	29.7
合計			7,738	60.0

※削減量及び削減率は平成25年度(2013年度)の排出量からの数値を示す

(道路照明等の排出量と削減目標)

	排出量実績 [t-CO ₂]	目標値※ 令和15年度(2033年度)	
	令和4年度(2022年度)	削減量 [t-CO ₂]	削減率 [%]
道路照明等を対象とした省エネ等による削減	69	7	10.5

※本計画において新たに道路照明等を対象とすることから、削減量及び削減率は令和4年度(2022年度)の排出量からの数値を示す

11-5 事務事業における取り組み

本計画の実行に向けて、職員に対して本計画の目的・目標を周知し、下記の取り組みを推進します。

施策の柱
① 公共施設におけるエネルギー使用量の抑制
② 施設の建築・管理等に関する取り組み
③ 環境に配慮した公用車の使用
④ 用紙類の使用量を削減
⑤ 公共施設における節水の推進
⑥ 職場廃棄物処分量の削減
⑦ 再生可能エネルギーの導入
⑧ 職員の意識向上

12 計画の推進体制・進行管理

本計画に掲げた環境保全の取り組みを市民、各種団体、事業者と連携・協力して進めるため、市民、事業者、行政で構成する環境審議会を定期的に関し、計画に基づく施策及び指標の進捗状況等を点検・評価し、市に対して意見や提言を行うなど、市民との協働による進行管理の開かれた場とします。

また、市民・事業者・行政の相互連携により検証及び改善を行う、PDCA(Plan(計画)-Do(実施)-Check(検証)-Action(改善))サイクルを向上(スパイラルアップ)させ、計画の継続的な改善を進めていきます。

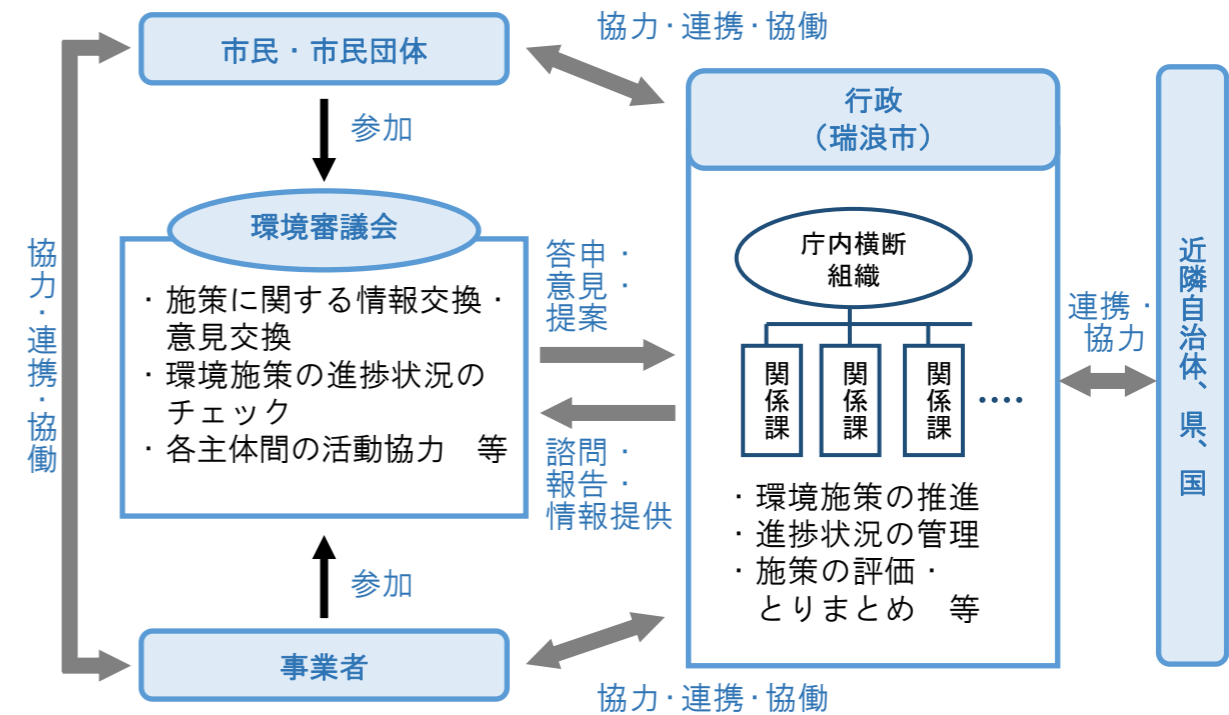


図 8 推進体制図